

掛川市告示第41号

掛川市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱（平成17年掛川市告示第29号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

掛川市長 松井三郎

第3条第1号中「第5条第10項の規定により障害者支援施設等」を「第5条第11項に規定する障害者支援施設」に改め、第3条第2号中「第17条」を「第20条の4」に、「及び」を「又は同法第20条の5に規定する」に改め、同条第3号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同条第5号中「第38条」の次に「第1項」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護保険施設又は同条第27項に規定する介護老人福祉施設に入所している者

第6条第2項中「通院する者」の次に「であって主たる通院方法としてタクシーを利用するもの」を加える。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

重度心身障害者タクシー料金割引乗車券交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
本人との続柄
電話番号又はFAX番号

重度心身障害者タクシー料金の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生
身体障害者手帳番号	第 号	等級	級
療育手帳番号	第 号	程度	
精神障害者保健福祉手帳番号		等級	級
1 自動車税・軽自動車税の本人減免の有無	有 ・ 無		
2 施設等への入所又は精神科病院に入院している。	該当 ・ 非該当		
3 透析又はリハビリテーションの理由により、週3回以上医療機関に通院している。	該当 ・ 非該当		
4 3に該当しており、主たる通院方法としてタクシーを利用している。	該当 ・ 非該当		

（注）住所及び氏名は、明瞭に記入してください。

（市記入欄）

割 引 乗 車 券			
交 付 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示を施行するために必要な手続、準備その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。